

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| <p><u>(受渡決済見込取引)</u></p> <p><u>2－3－36 農産物、鉱物その他の商品の価格を基礎數値とし、かつ、受渡決済を行うことができる取引が、2－3－35《その他のデリバティブ取引の範囲》に定める要件を満たす場合には、当該取引は、原則として「その他のデリバティブ取引」として取り扱うこととなるのであるが、当該取引の基礎數値に係る商品と同一の商品を通常棚卸資産である商品、原材料等として保有し販売又は費消する法人が、当該取引に係る契約の時に当該商品の受渡決済をあらかじめ決定していることが内部資料その他のものによって明らかなときは、当該取引は、「その他のデリバティブ取引」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 規則第27条の7第1項第5号《商品デリバティブ取引》に規定する商品デリバティブ取引は、同号に規定する「銀行法施行規則第13条の2第1項第5号」の規定により差金の授受によって決済される取引に限られているのであるから、商品の受渡決済を行うことができる取引は、当該商品デリバティブ取引に該当しない。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>(未決済デリバティブ取引の意義)</u></p> <p><u>2－3－37 法第61条の5第1項《デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等》に規定する「デリバティブ取引のうち事業年度終了の時において決済されていないもの」とは、事業年度終了の時においてデリバティブ取引(同項に規定する「デリバティブ取引」をいう。以下この款において同じ。)に係る約定が成立しているもののうち、解約、譲渡、オプションの行使・消滅その他の手仕舞いに係る約定(以下この章において「手仕舞約定等」という。)が成立していないものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 2－1－35《デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損</u></p> | <p>(新設)</p> |

益の計上》のただし書又は2－1－36《デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の譲渡による損益の計上》の適用を受ける場合には、当該デリバティブ取引は、これらの通達に定める受渡しの日まで手仕舞約定等が成立していないものとして取り扱う。

(金利スワップ取引等の特例処理)

2－3－38 規則第27条の7第2項《金利スワップ取引等の特例処理》に規定する取引に該当するか否かの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) スワップ取引等（規則第27条の7第1項第7号《スワップ取引》に規定するスワップ取引及び同項第8号《オプション取引》に規定するオプション取引をいう。以下2－3－38において同じ。）の想定元本と当該スワップ取引等の対象とした資産又は負債の元本金額との差がおおむね5%以内である場合には、同条第2項第3号の要件を満たすこととなる。

(2) 次に掲げる取引は、同項第1号に規定する「金利変動損失額を減少させるために行ったもの」に含まれる。

イ 支払金利を対象とするいわゆる金利キャップ取引（対象金利が上限金利を上回った場合において、当該上回った部分に相当する金額を受け取ることとなるものに限る。以下2－3－38において同じ。）又は受取金利を対象とするいわゆる金利フロアー取引（対象金利が下限金利を下回った場合において、当該下回った部分に相当する金額を受け取ることとなるものに限る。以下2－3－38において同じ。）

ロ LIBOR、TIBOR等の種類の異なる変動金利同士を交換するいわゆるペーシス・スワップ取引が、資産に係る変動金利と負債に係る変動金利の種類を一致させることを目的とするものである場合（当該資産及び当該負債について同項第2号に規定する帳簿書類への記載を行ったものに限る。）の当該取引

(3) スワップ取引等に期限前解約オプション、金利キャップ取引又は金利フ

(新設)

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|--|---|-------------|---|
| | | <p>ロア一取引が組み合わされた取引は、同項に規定する「前項第7号及び第8号に掲げる取引」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) <u>スワップ取引等のうち同項に規定する要件を満たさないものであっても、法第61条の6第1項(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)の規定の適用に関する要件を満たすものは、同項の規定の適用がある。</u></p> | | | |
| | | <p><u>(みなし決済金額)</u></p> <p><u>2-3-39 法人が、デリバティブ取引について法第61条の5第1項(デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等)の規定を適用する場合において、事業年度終了の時において決済したものとみなしたところにより算出する利益の額又は損失の額に相当する金額(以下2-3-39において「みなし決済金額」という。)は、規則第27条の7第3項各号(みなし決済金額)に規定する金額となるのであるが、当該みなし決済金額の算出に当たり、法人が、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ次によっている場合には、これを認める。この場合、当該みなし決済金額は、法人が各事業年度において同一の方法により入手又は算出する金額によるものとし、その入手価額は、通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。</u></p> <p>(1) <u>取引所に上場されているデリバティブ取引 当該取引が上場されている取引所において公表された事業年度終了日の最終の取引成立価格(公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配値とし、公表された同日における当該価格及び当該気配値のいずれもない場合には、最終の取引成立価格又は最終の気配値が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の取引成立価格又は最終の気配値とする。)に基づき算出した金額をみなし決済金額とする。</u></p> <p><u>ただし、法人が、取引所の公表する清算価格(値洗いのために授受をする</u></p> | | <p>(新設)</p> | |

金銭の額の計算の基礎として用いられる金額をいう。)に基づき算出した金額を継続してみなし決済金額としているときは、これを認める。

(2) 取引システムの気配値があるデリバティブ取引 イ又は口の区分に応じ、それぞれイ又は口による。

イ 当該デリバティブ取引について、インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引市場その他当該法人が隨時決済又は換金ができる取引システムの気配値がある場合 当該システムの気配値に基づき算出した金額をみなし決済金額とする。

ロ 当該デリバティブ取引に類似するデリバティブ取引について、インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引市場その他当該法人が随时決済又は換金ができる取引システムの気配値がある場合 当該気配値に契約上の差異等を合理的に調整して算出した金額をみなし決済金額とする。

(3) (1)及び(2)以外のデリバティブ取引でみなし決済金額の算出が可能なもの デリバティブ取引のみなし決済金額を算出する専担者又は専担部署（関係会社を含む。）を有する等により常時みなし決済金額を算定している法人が行うデリバティブ取引についてはイ又はロに掲げる金額とし、それ以外の法人が行うデリバティブ取引についてはロに掲げる金額をみなし決済金額とする。

イ 当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法で、法人があらかじめ定めている方法により算出した金額

ロ 銀行、証券会社、情報ベンダー等から入手した金額（イの方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限る。）

(4) (1)及び(2)以外のデリバティブ取引でみなし決済金額の算出が困難なもの イ又は口の区分に応じ、それぞれイ又はロによる。

イ 債務保証等類似デリバティブ取引 みなし決済金額はないものとする。
この場合において、法人が債務保証等類似デリバティブ取引

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| <p><u>について支払を受ける又は支払うプレミアムの額は、期間の経過に応じて益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>口 イ以外のデリバティブ取引で、市場価格のない株式の価格に係る数値、信用リスクに係る数値、気温等の気候の変動に係る数値、地震等の災害の発生に係る数値その他の算定をすることが極めて困難な数値を基礎数値とするデリバティブ取引 みなし決済金額はないものとする。この場合において、当該デリバティブ取引については、授受をする金銭等の価額をもってその授受の都度資産又は負債に計上し、当該資産又は負債に計上した金額は、当該デリバティブ取引の消滅が確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p>(注)1 「取引所に上場しているデリバティブ取引」又は「取引システムの気配値があるデリバティブ取引」のみなし決済金額の算出において気配値を使用する場合には、当該気配値は、事業年度終了の日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とする。</p> <p>2 みなし決済金額の算出においては、委託手数料その他取引に付随して発生する費用は加味しないことに留意する。</p> <p>3 「取引所に上場しているデリバティブ取引」又は「取引システムの気配値があるデリバティブ取引」であっても、実際の取引事例が極めて少なく、その価格が公正評価額（第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の決済金額をいう。）と認められない場合のデリバティブ取引については、他の区分に属するデリバティブ取引として区分することができる。</p> | |